諮問番号：令和５年度諮問第１１号

答申番号：令和５年度答申第２６号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和３年２月２６日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第　１４４号。以下「法」という。）に基づく保護開始申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

処分庁は、令和３年１月２８日に審査請求人が行った保護開始申請（以下「本件申請」という。）の時点において、○○○○銀行（以下「Ａ銀行」という。）の預貯金額が３６８，０００円存在し、これは審査請求人の世帯の最低生活費である１１５，３２０円を上回っているので、法第８条により必要が認められないので本件申請を却下したと主張する。

しかし、審査請求人のＡ銀行の預貯金額は本件申請の時点で３６５，　　０００円である。これを３，０００円を多額に言っているのみの旨言うかと考えるが、そのような解釈をすべきではない。

審査請求人は、令和２年１０月に交通事故に遭遇して入院し、同年１２月に退院する迄の期間に○○○○○○○○を発症し、この部位の手術をしなければならないことになり、令和３年の初めから医療機関で同部位の手術の為の検査を受け、同年２月に結果を教わることになっていたところ、審査請求人の体調の不調により、検査結果の受診に行けず、現在、同年４月に入り、これらの手術を含めた入院治療を受けようと目指しているところである。

したがって、保護が開始されなければ、これらの入院治療は金員の負担を強いられるものとなるから、処分庁は、今現在の所持金で賄えるか否かの点を考慮しなければならない。

以上により、本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）処分庁は、審査請求人が行った本件申請について、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第１０に基づき生活保護が必要か否かの判定を行ったところ、審査請求人世帯のＡ銀行の預貯金額が本件申請の時点で３６８，０００円あり、審査請求人世帯の最低生活費１１５，３２０円を上回っているため、法第８条によれば保護が必要であると認められないとして、令和３年２月２６日付けで本件申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。

（２）次官通知第８の１（４）のとおり、収入の認定にあたっては、当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握することとされている。

　　　　審査請求人は、処分庁に対し、審査請求人の資産は現金６７８円である旨申告したが、処分庁の調査により、本件申請の時点において、審査請求人のＡ銀行の口座残高が３６８，０００円であることが判明したことが認められる。

　　　　また、処分庁は、審査請求人からＡ銀行の通帳については令和２年５月頃に盗難にあったと聴取したが、処分庁が行ったＡ銀行への調査により、令和３年２月１８日まで口座凍結されず、継続的に処分庁の所管区域内若しくは処分庁の隣の所管区域で入出金が確認できること等といった事項が判明したことから、本件申請の時点では、審査請求人の意思にて預貯金の入出金が可能な状態であり、Ａ銀行の口座残高を審査請求人の保有資産であると判断したことが認められる。

これらのことからすると、処分庁は、審査請求人の資産状況について、必要な調査を行い、審査請求人のＡ銀行の口座残高を把握していることから、次官通知第８の１（４）に照らし、処分庁の手続に不合理な点は認められない。

（３）次官通知第１０のとおり、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入充当額との対比によって決定することとされている。

処分庁が行った要否判定において、本件申請の時点における審査請求人のＡ銀行の口座残高が３６８，０００円であり、審査請求人の年金収入と合わせると、要否判定における審査請求人の収入充当が４２７，１８９円であることから、審査請求人の収入充当額は、審査請求人の最低生活費である１２４，６７２円を上回っていることが認められる。

したがって、審査請求人世帯の最低生活費と収入充当額とを対比した要否判定の結果、審査請求人に保護が必要であると認められないとした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

なお、審査請求人は、決定理由は、審査請求人世帯のＡ銀行預貯金全額が審査請求人世帯の最低生活費を上回って本件申請の時点で３６８，　　０００円存在するため、処分庁が本件処分を行ったと言うが、審査請求人の預貯金残高は令和３年１月２８日時点で３６５，０００円であり、これを金３，０００円を多額に言っているのみの旨言うかと考えるが、そのような解釈をなすべきものではない旨主張する。

審査請求人は、本件申請を行った令和３年１月２８日に、審査請求人のＡ銀行の口座からお金を２回引き出しており、この２回の引き出しが、審査請求人が処分庁に対して本件申請を行う前か後かについて判然としないが、いずれにしても、審査請求人の保護の要否判定の結果に影響を及ぼすものではないことから、審査請求人の主張は失当である。

（４）なお、要否判定書における審査請求人の最低生活費は１２４，６７２円との記載がある一方、本件処分の通知書には、「あなたの世帯の最低生活費１１５，３２０円」との記載があり、本件処分の通知書に記載された審査請求人の最低生活費に誤りが認められる。

しかしながら、審査請求人の収入充当額が審査請求人の最低生活費を上回っていることに変わりはなく、本件処分の通知書に記載された審査請求人の最低生活費に誤りがあることが、審査請求人の保護の要否判定の結果に影響を及ぼすものではないことから、本件処分を取り消すほどの瑕疵があるとまではいえない。

処分庁においては、被保護者に対し処分を行うにあたって、処分の理由について、適切な表記を行うべきであり、今後、同様のことが無いよう留意すべき旨付言する。

（５）以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

（６）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和５年　９月１２日　　諮問書の受領

令和５年　９月１９日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：１０月３日

口頭意見陳述申立期限：１０月３日

令和５年１０月１２日　　第１回審議

　令和５年１１月１３日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第４条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しており、同条第１項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。

（２）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。

（３）法第２９条第１項柱書は、「保護の実施機関（中略）は、保護の決定若しくは実施（中略）のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき（中略）銀行、信託会社（中略）に、報告を求めることができる。」とし、次の各号に掲げる者として第１号及び第２号を定めている。そのうち第１号は、「要保護者（中略）　氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況（後略）」と定めている。

（４）次官通知第８の１（４）は、「収入の認定にあたっては、（中略）当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握すること。」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（５）次官通知第１０は、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、（中略）認定した収入（中略）との対比によって決定すること。（後略）」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）令和３年１月２８日、審査請求人は、処分庁に対し、審査請求人の一人世帯として保護の開始を求める本件申請を行った。

本件申請において添付された「資産申告書」には、現金６７８円を所有する旨及び預貯金先としてＡ銀行名が記載されている。

（２）令和３年２月１日付けで、処分庁が、Ａ銀行に対して法第２９条に基づく調査として、審査請求人の預貯金の有無を照会したところ、同月２６日、Ａ銀行から回答書（以下「Ａ銀行回答書」という。）が提出された。

Ａ銀行回答書には、①同年１月２７日（本件申請の前日）、１，０００円が引き出された後、通帳の残高が３６８，０００円になった旨、②翌２８日（本件申請の日）、審査請求人の口座から３，０００円が２回に分けて引き出された旨、③同月３１日から同年２月１８日までの間に１１回にわたって、処分庁の所管区域内若しくは処分庁とは異なる保護の実施機関（以下「Ｂ実施機関」という。）の所管区域内等の取扱店において、１回を除いて各１，０００円が引き出された旨、が記載されている。

（３）令和３年２月２６日、処分庁はケース診断会議を開催した。

同日の会議記録票には、ケースの状況及び経過を記載する欄に、「（前略）〔Ｂ実施機関〕にて保護受給するも、家賃不払いにつき契約解除となり（中略）〔処分庁の所管区域内〕にて居宅を構え令和３年１月２８日付け申請〔本件申請〕となる。資産調査を行うにあたり（主）〔審査請求人〕から（中略）〔Ａ銀行〕の口座所有について、聞取りをしているが（主）から通帳等の提示がないため、（中略）〔Ａ銀行〕へ２９条照会を実施し（中略）〔たところＡ銀行回答書が届き、審査請求人名義の〕貯金口座残高が申請日時点で３６８，０００円あることが確認できた。また、（主）から（中略）〔Ａ銀行〕の通帳について盗難され、警察や（中略）〔Ａ銀行〕へ相談したとの申出があったが、年金や（中略）〔Ｂ実施機関〕における保護費の入金や継続的な出金があるため、（主）の保有資産と判断される。（主）の最低生活費は１１５，　　　３２０円であり、（中略）〔Ａ銀行〕の貯金残高を踏まえ外来医療費の限度額（８，０００円）を見込んだうえで要否判定を行ったも結果否となった。」と記載されている。

決定（決裁）年月日が令和３年２月２６日の要否判定書には、「否（却下）」、「最低生活費（現在支払っている医療費の自己負担額を計上）　最低生活費　生活費　年齢　７５　性別　男　第１類　４３，０１０　計　４３，０１０円　第２類　２８，８９０円　冬季加算　３，４２０円　生活費　７５，　　３２０円　住宅費　４０，０００円　国民健康保険額見込（月額）　１，　　３５２円　医療費見込（月額）　８，０００円　①合計　１２４，６７２円」、「Ｒ２年度後期高齢者年額：１６，２３３円　１６，２３３円÷１２月≒　　１，３５２円」、「金額　年金収入　５９，１８９円　その他（Ａ銀行預金残高）　３６８，０００円　②収入充当額　４２７，１８９円」、「①の額　　　１２４，６７２円－②の額　４２７，１８９円＝▲であれば要保護、▽であれば却下　▽３０２，５１７円」と記載されている。

（４）令和３年２月２６日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、本件処分を行った。

本件処分の通知書には、却下の理由として、「（前略）〔本件申請〕について、（中略）〔次官通知〕第１０に基づき生活保護が必要か否かの判定を行ったところ、あなたの（中略）〔Ａ銀行〕の貯金額が申請日時点で３６８，　　　０００円あり、あなたの世帯の最低生活費１１５，３２０円を上回っているため、生活保護法第８条によれば保護が必要であると認められないことから、保護の申請を却下します。」と記載されている。

（５）令和３年３月１日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）前記１（３）のとおり、法第２９条第１項柱書は、「保護の実施機関（中略）は、保護の決定若しくは実施（中略）のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき（中略）銀行、信託会社（中略）に、報告を求めることができる。」とし、次の各号に掲げる者のうち第１号は、「要保護者（中略）　氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況（後略）」と定めている。

また、前記１（４）のとおり、次官通知第８の１（４）において、要保護者が保護の開始を申請した際の収入の認定にあたっては、当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握することとしている。

（２）前記２（１）から（４）のとおり、審査請求人は、令和３年１月２８日に審査請求人の資産は現金６７８円である旨申告し、本件申請を行ったが、処分庁は、法第２９条に基づく調査を実施し、Ａ銀行回答書において、本件申請の時点における審査請求人の預貯金残高が３６８，０００円であることを確認したことから、当該預貯金を審査請求人の資産と判断し、当該預貯金が審査請求人世帯の最低生活費１２４，６７２円を上回る額であるため、法第８条により、保護が必要であると認められないとして、本件申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。

　　　また、前記２（３）のとおり、処分庁は審査請求人からＡ銀行の通帳は盗難にあったと聴取したものの、前記２（２）のとおり、Ａ銀行回答書において、令和３年２月１８日まで、継続的に処分庁の所管区域内若しくはＢ実施機関の所管区域で出金されており、口座凍結されていないことが確認できることから、処分庁は、本件申請の時点では、審査請求人の意思において預貯金の入出金が可能な状態であり、Ａ銀行の口座残高を審査請求人の保有資産である、と判断したことが認められる。

これらのことからすると、処分庁は、審査請求人の資産状況について、法第２９条に基づいて必要な調査を行い、審査請求人のＡ銀行の口座残高を把握していることから、次官通知第８の１（４）に照らし、処分庁の手続に不合理な点は認められない。

（３）また、前記１（５）のとおり、次官通知第１０において、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入充当額との対比によって決定することとされている。

前記２（２）、（３）のとおり、処分庁が行った要否判定において、本件申請の時点における審査請求人のＡ銀行の口座残高が３６８，０００円であり、審査請求人の年金収入と合わせると、要否判定における審査請求人の収入充当が４２７，１８９円であることから、審査請求人の収入充当額は、審査請求人の最低生活費である１２４，６７２円を上回っていることが認められる。

したがって、審査請求人世帯の最低生活費と収入充当額とを対比した要否判定の結果、審査請求人に保護が必要であるとは認められないとした処分庁の判断には、不合理な点は認められない。

なお、審査請求人は、決定理由は、審査請求人世帯のＡ銀行における預貯金全額が審査請求人世帯の最低生活費を上回って本件申請の時点で３６８，０００円存在するため、処分庁が本件処分を行ったと言うが、審査請求人の預貯金残高は令和３年１月２８日時点で３６５，０００円であり、これを金３，０００円を多額に言っているのみの旨言うかと考えるが、そのような解釈をなすべきものではない旨主張する。

審査請求人の主張の趣旨は必ずしも明白ではないものの、前記２（２）のとおり、本件申請を行った令和３年１月２８日に、審査請求人は、Ａ銀行の審査請求人の口座から３，０００円を２回に分けて引き出しており、この２回の引き出しが、審査請求人が処分庁に対して本件申請を行う前か後かについて判然としないが、預貯金額を３６８，０００円とするか３６５，０００円と認定するかにかかわらず、審査請求人の保護の要否判定の結果に影響を及ぼすものではないことから、審査請求人の主張は採用できない。

また、審査請求人は、審査請求人がり患する疾病の入院治療を目指しており、処分庁は、審査請求人の所持金で賄えるか否かの点を考慮しなければならない旨主張する。

しかしながら、前記２（３）のとおり、要否判定書には、医療費見込（月額）８，０００円（７０歳以上の住民税非課税世帯の外来一月の自己負担の上限額と同額）と記載されていることが認められる。そうすると、処分庁は、本件申請に係る要否判定において、本件申請の時点で審査請求人が通院加療中であることを踏まえて最低生活費を算出しているといえることから、処分庁の取扱いに取り消すべきほどの不合理な点は認められず、審査請求人の主張は採用できない。

（４）以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

**第６　付言**

本件処分に係る当審査会の前記判断を左右するものではないが、本件処分の通知書における理由の記載について疑義があるため、以下、付言する。

前記第５の２（３）のとおり、本件申請に係る要否判定書には、審査請求人の最低生活費は１２４，６７２円と記載されている一方で、本件処分の通知書には却下の理由の欄に、審査請求人の最低生活費は１１５，３２０円と記載されており、本件処分の通知書に記載された審査請求人の最低生活費に誤りが認められる。

確かに、本件処分の通知書における最低生活費の記載の誤りは、本件申請の要否判定の結果に影響を及ぼすものではないものの、前記第５の１（４）の次官通知第１０に示されているとおり、最低生活費の額は、保護の要否を判定する際の基準となるものであるから、金額の多寡に関わらず、重大な誤りであると言わざるを得ない。

処分庁は、保護開始申請に対する処分を行うにあたって、正確な処分の理由を要保護者に示すべきであるから、審理員の意見と同様、当審査会としても、処分庁には、今後、同様のことが無いよう留意すべきことを付言するものである。

大阪府行政不服審査会第１部会

委員（部会長）　谷口　勢津夫

委員　　　　　　西上　治

委員　　　　　　濱　　和哲